

市第53号議案

精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定

次のように精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定する

。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市神奈川区 精神障害者生活 支援センター	港北区鳥山町1, 735番地	財団法人横浜市総合保健医療 財団 理事長 今 井 三 男	平成23年 4 月 1 日か ら平成33年 3 月31日 まで
横浜市港南区精 神障害者生活支 援センター	神奈川区西神奈 川一丁目 9 番地 の 1	社会福祉法人新生会 理事長 飯 田 進	同
横浜市保土ヶ谷 区精神障害者生 活支援センター	泉区下飯田町35 5番地	社会福祉法人横浜市社会事業 協会 理事長 高 橋 勉	同
横浜市磯子区精 神障害者生活支 援センター	港北区鳥山町1, 735番地	財団法人横浜市総合保健医療 財団 理事長 今 井 三 男	同
横浜市緑区精神 障害者生活支援 センター	神奈川区神大寺 三丁目 1 番12号	財団法人紫雲会 理事長 須 藤 照 彦	同
横浜市栄区精神 障害者生活支援 センター	中区千歳町 1 番 地の10	社会福祉法人恵友会 理事長 菅 原 道 哉	同

提 案 理 由

横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）